

雇児発第 号
平成 年 月 日

各
都道府県知事
指定都市市長 殿
中核市市長
市区町村長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

平成23年度子育て支援交付金の交付対象事業等について

標記について、市町村又は都道府県における次代の社会を担う子どもの健やかな育ちの支援に資する取組等を推進するため、子育て支援交付金による事業の実施について次のとおり定め、平成23年4月1日より適用することとしたので、事業の円滑な実施を図られたく通知する。

なお、本通知の施行に伴い、平成20年11月28日雇児発第1128003号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について」は、平成23年3月31日限りで廃止する。

(別添1)

国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト事業実施要綱

1. グループ型小規模保育事業

(1) 事業の目的

希望するすべての人が安心して子どもを保育所に預け、働くことができるようにするため、保育所から技術的な支援を受けながら、保育士又は研修により市町村長が認めた者（以下「家庭的保育者」という。）が、少人数の乳幼児の保育（以下「家庭的保育」という。）を同一の建物において複数で協力しながら実施（以下「グループ保育」という。）することで、保育サービスの供給を増やし、もって待機児童の解消を図るとともに、地域の実情に応じた多様な保育サービスを提供することを目的とする。

(2) 実施主体

実施主体は、平成22年10月1日現在の待機児童数が原則10人以上であり、国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクトに参加する市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。ただし、

- ① 保育所若しくは児童福祉法（昭和22年法律第164号）（以下「法」という。）に基づく児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第32条から第36条までに規定する基準（以下本事業において「最低基準」という。）を満たす認可外保育施設（「実施保育所」という。）を経営する者
- ② 家庭的保育者又はア以外の家庭的保育者を雇用するNPO法人等に委託するものとする。

(3) 事業類型

本事業の対象となる事業類型は、次に掲げるものとする。

① 保育所実施型グループ保育

複数の家庭的保育者が同一の建物（賃貸マンション等において保育の実施場所を各々で契約する場合は除く。以下同じ。）において、各々の家庭的保育者を雇用する実施保育所の支援を受けながら、必要に応じ育児・保育に関する技術的な支援等を行う者（以下「家庭的保育支援者」という。）の支援を受け、就学前児童を保育する事業

② 個人実施型グループ保育

複数の家庭的保育者が同一の建物において、各々育児・保育に関する技術的な支援等を行う保育所等（「(6) 連携保育所および実施保育所の役割」に定める支援又は業務を行う保育所、幼稚園及び最低基準を満たす認可外保育施設。幼稚園で行う場合は、1日8時間以上の相談・指導や代替保育施設としての機能の確保（代替保育を行うための部屋、保育士の確保）を条件とする。以下「連携保育所」という。）の支援を受けながら、必要に応じ家庭的保育支援者の支援を受け、就学前児童を保育する事業

ただし、連携保育所を確保できない場合であっても、市町村自らが(6)に定める家庭的保育者に対する支援体制を図る場合については、本事業の対象とする。

(4) 対象児童

本事業の対象となる児童は、法第24条の規定に基づく保育の実施の対象となる就学前児童とする。ただし、家庭的保育者又は家庭的保育者を補助する者（以下「補助者」という。）と三親等以内の親族関係にある乳幼児を除く。

(5) 実施要件

- ① 本事業は、家庭的保育者一人につき児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）（以下「規則」という。）第36条の38に定める基準を遵守し、原則として家庭的保育者3人（対象児童9人）までのグループにて実施すること。
ただし、各々の家庭的保育者に補助者を配置する場合等は対象児童15人までとする。
- ② 保育の実施にあたっては、家庭的保育者一人ごとに行うことを基本とし、必要に応じグループ内において家庭的保育者相互が協力すること。
なお、家庭的保育者は、保育を実施する期間を通じて担当する乳幼児を定め、保育を実施すること。
- ③ 実施場所については、地域の公共スペースや賃貸マンション等、次に掲げる要件を満たすものとして、市町村が適当と認めた場所とすること。
 - ア 乳幼児の保育を行う保育時間中の専用の部屋を有すること。
 - イ 乳幼児の保育を行う部屋は、家庭的保育者一人につきその面積が9.9平方メートル以上であって、採光及び換気の状態が良好であること。ただし、3人を超えて保育する場合には、3人を超える乳幼児1人につき、3.3平方メートル以上を加算した面積以上であること。
 - ウ 衛生的な調理設備を有すること。
 - エ 事業実施場所の敷地内に幼児の遊戯等に適する広さの庭（これに代わるべき付近にある公園等の場所を含む。）を有すること。
- ④ 家庭的保育者の要件は次のとおりとする。
 - ア 「家庭的保育事業の実施について」（平成21年10月30日雇児発1030第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）における「家庭的保育事業ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）「第6 家庭的保育者等について」の「1 家庭的保育者等の要件」に定める家庭的保育者
 - イ 家庭的保育者自身が介護を行うことを必要とする同居親族等がないこと。
- ⑤ 補助者の要件は次のとおりとする。
 - ア ガイドラインに定める基礎研修を修了した者
 - イ 心身ともに健全であること。
 - ウ 乳幼児の保育についての理解及び熱意並びに乳幼児に対する豊かな愛情を有していること。
 - エ 乳幼児の保育に専念できること。
 - オ 乳幼児の保育に関し虐待等の問題がないと認められること。
 - カ グループ内のどの家庭的保育者の補助者であるか担当を明確にすること。
- ⑥ 家庭的保育支援者の要件は次のとおりとする。
 - ア 保育士であり、10年以上の保育所における勤務又は家庭的保育の経験を有する者
 - イ 心身ともに健全であること。
 - ウ 乳幼児の保育についての理解及び熱意並びに乳幼児に対する豊かな愛情を有していること。

エ 乳幼児の保育に関し虐待等の問題がないと認められること。

- ⑦ 家庭的保育者一人につき、保育する乳幼児の数は3人以下であること。担当の補助者とともにより2人以上で保育する場合には5人以下とすること。(家庭的保育者自身に、養育する三親等以内の親族関係にある就学前児童がいる場合は、当該児童も含めて3人以下、補助者とともにより保育する場合は5人以下とすること(当該児童が保育所等において保育されている場合を除く。))
- ⑧ 補助者は、担当の家庭的保育者の指示を受けて保育に従事することとし、3人を超える乳幼児を保育する時間帯は常時配置されていること。
- ⑨ 個人実施型グループ保育の家庭的保育者は、市町村と委託契約等を締結した連携保育所又は市町村から育児・保育に関する技術的な支援を受けること。
- ⑩ 家庭的保育支援者については、専任の者を、原則として連携保育所に配置すること。
- ⑪ 家庭的保育支援者の配置については、家庭的保育者3人から15人に対し1人の配置を標準とすること。
- ⑫ 賠償責任保険に加入すること。
- ⑬ 保育内容は、保育所保育指針(平成20年厚生労働省告示第141号)に準拠するとともに、保育所保育と異なる家庭的保育独自の保育内容に留意して保育を行うこと。
- ⑭ 家庭的保育者は、乳幼児の発達過程に応じた「保育の計画」及び「一日の保育内容」を作成し保育を行わなければならない。
- ⑮ 家庭的保育者は、乳幼児の保育の状況に関する記録を整備しておかなければならない。また、記録に基づき、自ら実践を振り返り、さらなる保育内容の向上に努めること。

(6) 連携保育所及び実施保育所の役割

連携保育所及び実施保育所は、次の支援又は業務を行うものとする。

- ① 乳幼児の育児・保育に関する相談・指導について知識及び経験を有するとともに、児童福祉施策について知識を有している保育士等(以下「担当者」という。)を配置し、緊急時においても相談・連絡を受ける体制を整備するなど家庭的保育者を支援する体制を整備すること。
また、担当者は各種研修等に積極的に参加し、相談・指導技術の向上に努めること。
なお、家庭的保育支援者を配置する場合においては、担当者を配置しないこともできるが、その場合であっても家庭的保育者及び家庭的保育支援者への支援ができる体制を整備すること。
- ② グループ保育の申込みを代行する場合には、市町村により保育に欠ける認定を受けた乳幼児の保護者に対して、家庭的保育者の斡旋又は紹介を行うこと。
- ③ 乳幼児の保育上支障のない範囲で、家庭的保育者に代わり、延長保育を実施できるものとする。その場合は、必要に応じて担当者が連携保育所又は実施保育所まで送迎を行うこと。
なお、家庭的保育支援者を配置している場合は、家庭的保育支援者が送迎を行うこともできること。
- ④ グループ保育の実施場所を訪問等することにより、保育の状況把握に努めるとともに、家庭的保育者の相談に応じ、必要な指導・援助を行うこと。
- ⑤ 家庭的保育者が保育する乳幼児を定期的に連携保育所又は実施保育所に招いた

り、乳幼児の健康診断を連携保育所又は実施保育所の入所児童と共に行うなどの連携を図るとともに、家庭的保育者に対し、連携保育所又は実施保育所や地域の行事に関する情報を提供し、当該行事に参加するよう勧めること。

- ⑥ 家庭的保育者が休暇等を取得することにより、家庭的保育を行うことができない場合は、当該家庭的保育者に代わって乳幼児の保育を行うこと。
- ⑦ 家庭的保育者及び補助者への支援に当たっては、家庭的保育支援者と十分に連携するとともに、必要に応じ、家庭的保育支援者への支援も行うこと。

(7) 家庭的保育支援者の役割

家庭的保育支援者は、主に(6)の③、④及び⑥の支援を行うものとし、その際は円滑な事業実施が図れるよう連携保育所又は実施保育所と十分に連携すること。

なお、家庭的保育支援者は、各種研修等に積極的に参加し、相談・指導を行うために必要な知識の向上、技術の習得に努めること。

(8) 留意事項

- ① 本事業に従事する者(家庭的保育者、補助者、家庭的保育支援者、担当者等)は、業務を行うに当たって知り得た個人情報について、業務遂行以外に用いてはならないこと。
- ② 家庭的保育者、家庭的保育支援者、連携保育所及び実施保育所が保護者との間で金銭の接受があった場合は、関係法令を遵守するとともに、必要な帳簿を整備すること。
- ③ グループ保育の状況を把握するため、家庭的保育支援者等を少なくとも3か月に1回以上、さらに、家庭的保育者の状況に応じて、必要な都度、訪問させること。
- ④ 個人実施型グループ保育にあつては、各々の家庭的保育者と連携保育所が一体的に事業を実施するものであるから、単に家庭的保育者の居宅において少人数の乳幼児を保育するのみの事業は対象とならないこと。
- ⑤ 母子家庭の母が家庭的保育者の要件を満たす場合は、その積極的な活用に努めること。
- ⑥ 利用者からの苦情等に関する相談窓口を設置するとともに、その連絡先について周知すること。
- ⑦ 事故防止のための対応策を事前に定めるとともに、グループ保育の状況に懸念される点があった場合には、状況報告の徴収や実地指導を行うなど重点的な支援を行うこと。

(9) 事業の実施手続

この実施要綱の要件に適合する保育所等である旨の必要な書類を整備しておくこと。

(10) 費用

- ① 国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
 - ア 市町村が実施する事業に対して都道府県が補助する事業
 - イ 指定都市及び中核市が実施する事業
- ② (1)の事業を実施するために必要な経費の一部を保護者負担とすることができる。

2 認可外保育施設運営支援事業

(1) 事業の目的

子ども・子育て新システムにおける制度を見据え、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号。以下本事業において「最低基準」という。）の規定による保育所に係る基準を満たす質の確保された認可外保育施設（以下「施設」という。）に対し運営に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行うことを目的とする。

(2) 実施主体

実施主体は、平成22年10月1日現在の待機児童数が原則10人以上であり、国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクトに参加する市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

(3) 対象児童

本事業の対象となる児童は、市町村が定める基準に基づく保育に欠ける児童であって、(4)の①、②、③すべての要件を満たした施設に入所しているものとする。

(4) 実施要件

① 施設の利用定員が、20人以上であること。

② 施設の設備は、最低基準第32条を満たすこと。

③ 職員の配置は、最低基準第33条を満たすこと。

ただし、保育士資格を有する者が不足している等特段の理由がある市町村においては、同条第2項の保育士数の基準以上の保育従事者を配置しておりその5割以上が保育士資格を有している施設については、国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクトの期間中に当該施設が同条の保育士数の基準を満たすことを条件に、本事業を実施することができる。

(5) 留意事項

(4)③において、最低基準第33条第2項の基準を満たしていない施設に本事業を実施し、国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクトの期間中に当該施設が基準を満たさなかった場合は、条件違反として補助額の返還を命ずること。

また、本事業を実施することにより、既存の施策として実施していた経費が削減される都道府県及び市町村においては、当該経費を他の待機児童解消施策に充てるよう努めること。

(6) 費用

国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

① 市町村が実施する事業に対して都道府県が補助する事業

② 指定都市及び中核市が実施する事業

(別添2)

地方独自の子育て支援推進事業実施要綱

1 事業の目的

子ども手当の支給と相まって、市町村における次代の社会を担う子どもの健やかな育ちの支援に資する新たな取組及び既に実施している事業の更なる拡充等、地域の実情を踏まえた市町村独自の幅広い子育て支援の取組をより一層推進する。

併せて、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。）に規定する市町村行動計画により毎年度市町村が策定する事業計画に基づく地域の特性や創意工夫を活かした子育て支援サービスの提供を推進する。

2 実施主体

実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

3 実施要件

本事業は、市町村が実施する、以下のいずれかに該当する事業を対象とする。

- ① 地域の実情を踏まえて独自に行う子育て支援事業のうち、新規事業の部分
- ② 既に実施している事業の拡充を行う場合の当該拡充の部分。
- ③ 平成20年11月28日雇児発第1128003号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について」の3に定める事業として、平成22年度において次世代育成支援対策交付金の交付を受けていた事業

ただし、次に掲げる事項に該当する事業は対象外とする。

- ① 個人に金銭給付を行う事業（個人の負担を軽減する事業を除く。）。
- ② 既に実施している事業について、単に当該市町村の負担を軽減するための事業。
- ③ 国が別途定める国庫負担金、補助金及び交付金の交付の対象となる事業。
- ④ 国が別途定める国庫負担金、補助金及び交付金の交付の対象となる事業について、単に当該市町村の負担を軽減するための事業。
- ⑤ 新たに、別添1の2の（4）に定める要件に満たない認可外保育施設の運営に係る経費の一部を負担し、又は補助する事業
- ⑥ 施設整備を目的とする事業（土地や既存建物の買収、土地の整地、職員宿舎の設置等を含む。）。

4 費用

国は、市町村が実施する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

(別添3)

子育て支援環境整備事業実施要綱

1 民間児童館活動事業

(1) 事業の目的

民間児童館の創意工夫・柔軟な対応等の特色を生かし、地域の実情・需要に応じた活動の積極的な取組を実施することにより、地域児童の健全育成を図るものである。

(2) 実施主体

実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人、特例財団法人若しくは平成2年8月7日厚生省発児第123号厚生事務次官通知「児童館の設置運営について」の別紙「児童館の設置運営要綱」（以下「運営要綱」という。）の第2の2の(4)に定める民間児童館を運営する者とする。

(3) 実施要件

運営要綱及び平成2年8月7日児発第967号厚生省児童家庭局長通知「児童館の設置運営について」に定める活動のほか、次の①～④の事業のうち、2事業以上実施するものであること。

① 自然体験活動事業

ひきこもりや不登校等の児童に配慮し、サマーキャンプ等野外での活動を行うものとする。

② 子どもボランティア育成支援事業

子ども自身によるボランティアグループの育成を図り、その活動についての支援を行うものとする。

③ 児童健全育成相談支援事業

中・高校生を含む年長児童等及び保護者等からの相談に応じ、学校等関係機関と連携を図り、個別または集団指導を定期的に行うものとする。

④ 年長児童等来館促進事業

児童館への中・高校生の来館を促進するため、中・高校生が自主的に催しを開催するための活動支援を行うものとする。

⑤ 地域子育て支援拠点事業（児童館型）

①～④と同様に、民間児童館が実施する事業としての位置づけであるが、事業内容等については、別添4の1の(5)の④に定めるものとする。

(4) 費用

国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

① 市町村が実施する事業（委託に限る。）又は助成する事業に対して、都道府県が補助する事業。

② 指定都市及び中核市が実施する事業（委託に限る。）又は助成する事業。

③ 社会福祉法人等が実施する事業に対して、都道府県、指定都市又は中核市が補助する事業。

2 児童福祉施設併設型民間児童館事業

(1) 事業の目的

民間の児童福祉施設に併設した児童館において、児童養護施設、保育所等の児童福祉施設の専門的な養育機能を活用して、児童健全育成、児童養育等に関する相談援助活動、各種子育て支援サービスの利用促進等を実施することにより児童館事業の総合的な展開を図るものである。

(2) 実施主体

実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人、特例財団法人若しくは運営要綱の第2の2(4)に定める民間児童館を運営する者とする。

(3) 実施要件

① 児童福祉施設で行う事業

児童館を併設する児童福祉施設においては、延長保育等の特別保育事業、児童家庭支援センターで行う事業、短期入所生活援助（ショートステイ）事業、夜間養護（トワイライトステイ）事業等地域の実情に応じた児童健全育成のための事業を行うものとする。

② 併設した児童館で行う事業

併設された児童館において、①から③までに掲げる事業を行うものとする。

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項の放課後児童健全育成事業

イ 地域児童育成活動支援事業

地域の実情に応じて、次に掲げるような児童の健全育成に関する地域の各種活動の支援、サービスの利用の促進を行う。

(ア) 相談事業

地域住民からの児童の健全育成、養育に関する各種の相談への対応。

(イ) 啓発活動、福祉サービス利用の調整等

短期入所生活援助（ショートステイ）事業、延長保育等の特別保育事業、放課後児童健全育成事業等各種子育て支援のためのサービスの実施状況、利用方法等についての情報の提供及びその積極的な利用についての啓発、利用の調整。

地域の児童健全育成に関する様々な情報（行事、講座等）の収集及び地域住民に対する情報提供。

(ウ) 地域住民による自主的な活動の支援等

児童の健全育成に関する子ども会、母親クラブ等の地域組織活動等地域ボランティアグループの活動の紹介及び必要に応じ日頃の活動に対する支援。

(エ) 関係機関等への連絡・協力

児童相談所、福祉事務所、学校、児童委員等関係機関との連絡及び関係機関による地域の児童とその家庭の状況把握への協力。

(オ) 地域行事との連携

児童館利用児童の地域行事への参加の勧奨等による他世代との交流の促進。

ウ 児童健全育成特別事業

児童福祉施設の専門的機能を活用して、次に掲げるような児童健全育成に関する特別事業を行う。

(ア) 子育て支援

専業主婦を対象とした育児セミナーの開催、子育て支援サークルの設置促進、育児に関する情報提供等による子育て支援。

(イ) 異年齢児との交流

保育所の乳幼児や児童養護施設の児童等と児童館利用児童との交流による異年齢児との人間関係を構築する活動。

(ウ) 引きこもり・不登校等児童に対する支援

児童委員等との連絡や巡回相談等による引きこもり・不登校等児童の状況等の把握及びこれらの児童に対する指導。

(エ) 思春期児童の養育の支援

情緒不安定な思春期児童を抱える保護者に対する思春期児童対応講座等を開催等思春期児童の養育に関する保護者交流グループの育成・支援。

③ 職員の配置

社会福祉士、保育士、児童の遊びを指導する者及び児童指導員のいずれかの資格を有する者を配置するものとする。

(4) 費用

国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

- ① 市町村が実施する事業（委託に限る。）又は助成する事業に対して、都道府県が補助する事業。
- ② 指定都市及び中核市が実施する事業（委託に限る。）又は助成する事業。

3 地域子育て環境づくり支援事業

(1) 事業の目的

地域における子育て支援活動が強化されるよう、児童委員（主任児童委員を含む）等に対して研修等を行うことにより、児童の健全育成の充実を図るものである。

(2) 実施主体

実施主体は、都道府県、指定都市及び中核市とする。

ただし、事業の全部又は一部について事業を実施するのに適した社会福祉法人、財団法人等に委託することができるものとする。

(3) 実施要件

地域における子育て支援活動が強化されるよう、児童委員（主任児童委員を含む）等に対して、基本的な活動方法や技法等を習得するための研修及び地域における子育て支援活動を継続的に実施するための協議会を実施する事業、また、地域の子育て家庭に幅広く児童委員等の活動を知ってもらうことを目的として、児童委員等を講師として招いての子育てセミナー等を実施する。

(4) 費用

都道府県、指定都市及び中核市が実施する事業に対して、国は別に定めるところ

により補助するものとする。

4 地域組織活動育成事業

(1) 事業の目的

児童の健全な育成を図るため、母親など地域住民の積極的参加による地域組織活動の促進を図るものである。

(2) 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

(3) 実施要件

① 組織及び運営

地域組織活動の組織及び運営は、次により行うものであること。

ア 地域組織は、母親の連帯組織など児童健全育成に寄与する自主的な団体（母親クラブ、子育てサークル等）とし、1組織の会員は、概ね30人以上とすること。

イ 地域組織には、会員の互選により会長、副会長、委員等の役員を置くとともに、その運営は会員の協議により行うものとする。

ウ 地域組織の活動は、児童厚生施設やその他の公共施設と有機的な連携をもつものとする。

エ 地域組織は、政治上又は宗教上の組織に属さないものとする。

オ 地域組織は、その収入及び支出の状況を常に明確にしておくこと。

② 活動

地域組織は、地域における児童福祉の向上を図るため次の活動を行うこと。

ア 親子及び世代間の交流、文化活動

「家庭の日」を設けたり「こどもの日」や「敬老の日」などを利用し、親子やお年寄りとの交流を図るため、野外での交流活動を企画実行したり、読書会、映画会、人形劇サークル、地域文化の伝承サークル、料理教室などの文化活動を行う。

イ 児童養育に関する研修活動

児童の発達上の特徴や留意点、家庭でのしつけ、安全養育、地域での児童健全育成の向上に関する研修会などを開催する。

ウ 児童の事故防止等活動

地域の実情に応じ、遊び場の遊具の点検、特に幼児の遊び場の巡回、交通安全活動、非行防止活動、犯罪の被害から守るための活動等の奉仕活動を行う。

エ その他、児童福祉の向上に寄与する活動

なお、地域組織等の活動に際しては、地域組織等の年間活動計画を策定し、地域の理解と協力を得るよう広報等に努めるほか、必要に応じて関係行政機関等と緊密な連携を図ること。

(4) 費用

国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

① 市町村が助成する事業に対して、都道府県が補助する事業

② 指定都市及び中核市が助成する事業

(別添4)

次世代育成支援対策推進事業評価基準

1 交付要綱の3の(2)のアの特定事業については、次に掲げる要件を備える取組内容であるものについて評価をし、基準点数表の評価1に定める基準点数を交付金算定の基礎とする。

(1) 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

① 事業内容

すべての乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業。(児童福祉法第6条の2第4項に規定される事業)

ア 対象者

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭。

イ 訪問の時期

対象乳児が生後4か月を迎えるまでの間に1回訪問することを原則とする。

ただし、生後4か月までの間に、健康診査等により親子の状況が確認できている、対象家庭の都合等により生後4か月を経過して訪問せざるを得ない場合は対象とする。この場合も、少なくとも経過後1か月以内に訪問することが望ましい。

ウ 訪問者

訪問者については、保健師、助産師、看護師の他、保育士、母子保健推進員、愛育班員、児童委員、母親クラブ、子育て経験者等から幅広く人材を発掘し、訪問者として登用して差し支えない。

ただし、訪問に先立って、訪問の目的や内容、留意事項等について必要な研修を行うものとする。

② 実施内容

ア 育児に関する不安や悩みの傾聴、相談

イ 子育て支援に関する情報提供

ウ 乳児及びその保護者の心身の様子及び養育環境の把握

エ 支援が必要な家庭に対する提供サービスの検討、関係機関との連絡調整

③ 研修

訪問者に対して、必ず研修を実施すること。

研修は、各地域の実情に応じた内容により実施するものとし、実施に当たっては、家庭訪問の同行や援助場面を想定した実技指導等を組み込み、訪問の内容及び質が一定に保てるよう努めること。

なお、専門資格を有する者については、各自の専門領域に関する部分については省略しても差し支えないものとする。

④ ケース対応会議

訪問により支援が必要な家庭に対しては、必要に応じて、個別ケースごとに具

体的なサービスの種類や内容等について、訪問者、市町村担当者、医療関係者等によるケース対応会議を開催し、その結果を踏まえ、養育支援訪問事業等による支援やその他の支援に適切に結びつけること。

⑤ 新生児訪問指導等との関係

児童福祉法第21条の10の2第2項により、母子保健法に基づく新生児訪問指導等と併せて本事業を実施することができるが、その場合、②の実施内容を満たす必要があるので十分留意すること。

⑥ 実施計画

事業を行う年度の実施計画を作成すること。実施計画の作成に当たっては、既に実施している新生児訪問指導や独自の訪問活動の役割分担や活用策について検討し、実効的な計画とすること。

なお、本事業及び次の(2)に掲げる養育支援訪問事業は、児童福祉法第21条の10の2第1項により、市町村に対し、その実施について努力義務が課されていることから、できる限り早期の実施に努めること。

(2) 養育支援訪問事業

① 事業内容

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童若しくは保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、当該居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業（児童福祉法第6条の2第5項に規定される事業）

② 実施方法

ア 支援の対象

この事業の支援対象は、乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により市町村長が訪問による養育支援が必要であると認めた、次に掲げるような一般の子育て支援サービスを利用することが難しい家庭を対象とする。

(ア) 若年の妊婦、妊婦健康診査未受診及び望まない妊娠等、妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭。

(イ) 出産後間もない時期（概ね1年程度）の養育者が、育児ストレス、産後うつ状態、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して強い不安や孤立感等を抱える家庭。

(ウ) 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭等、虐待のおそれやそのリスクを抱え、特に支援が必要と認められる家庭。

(エ) 児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により、児童が復帰した後の家庭。

イ 支援内容

(ア) 妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭等に対する安定した妊娠出産・育児を迎えるための相談・支援

- (イ) 出産後間もない時期（概ね1年程度）の養育者に対する育児不安の解消や養育技術の提供等のための相談・支援
- (ウ) 不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭に対する養育環境の維持・改善や子の発達保障等のための相談・支援
- (エ) 児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により児童が復帰した後の家庭に対して家庭復帰が適切に行われるための相談・支援

ウ 支援内容の決定方法

この事業の中核となる機関（中核機関）を定め、中核機関において関係機関からの情報提供や状況把握のための訪問の実施により養育支援の必要の可能性があるとされる家庭に関する情報の収集を行う。

中核機関は、これらの把握した情報から支援の内容を判断するための一定の指標に基づき、本事業による訪問支援の対象者及び支援の内容を決定する。

なお、この中核機関は、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の調整機関がその機能を担うことが望ましい。

エ 訪問支援者

(ア) 訪問支援者

訪問支援の実施者は、中核機関において立案された支援内容、方法、スケジュール等に基づき訪問支援を実施する。

訪問支援者については、専門的相談支援は、保健師、助産師、看護師、保育士、児童指導員等が実施することとし、育児・家事援助については、子育て経験者、ヘルパー等が実施することとする。

なお、複数の訪問支援者が適切な役割分担の下に支援を実施するなど、効果的な支援を行うこと。

(イ) 研修

訪問支援者に対して、訪問支援の目的、内容、支援の方法等について、必ず研修を行うこと。

研修は、各地域の実情に応じた内容により実施するものとし、実施に当たっては、家庭訪問の同行や援助場面を想定した実技指導等を組み込み、訪問の内容及び質が一定に保てるよう努めること。あわせて、個人情報等の適切な管理や守秘義務等についても研修を行うこと。

なお、専門資格を有する者については、各自の専門領域に関する部分については省略して差し支えないものとする。

(3) ファミリー・サポート・センター事業

① 基本事業

ア 事業内容

ファミリー・サポート・センター（地域において子どもの預かり等の援助を行いたい者と援助を受けたい者からなる会員組織をいう。以下同じ。）を設立して行う以下に掲げる事業。ただし、以下の(ア)～(ウ)全ての事業を実施し、会員数100人相当以上のファミリー・サポート・センターを評価の対象とする。

(ア) 会員の募集、登録その他の会員組織業務

- (イ) 相互援助活動の調整等
- (ウ) 会員に対して相互援助に必要な知識を付与する講習会の開催
- (エ) 会員の交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会の開催
- (オ) 子育て支援関連施設・事業（保育所、児童館、乳児院、地域子育て支援拠点事業、病児・病後児保育事業、子育て短期支援事業等）との連絡調整
- (カ) ひとり親家庭や低所得者（生活保護世帯、市町村民税非課税世帯）（以下「ひとり親家庭等」という。）のファミリー・サポート・センター（病児・病後児の預かり等を含む。）の利用支援

イ 相互援助活動の内容

- (ア) 保育施設の保育開始時や保育終了後の子どもの預かり
 - (イ) 保育施設までの送迎
 - (ウ) 放課後児童クラブ終了後の子どもの預かり
 - (エ) 学校の放課後の子どもの預かり
 - (オ) 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際の子どもの預かり
 - (カ) 買い物等外出の際の子どもの預かり
- 等の活動とする。

ウ ファミリー・サポート・センターの設置について

- (ア) 本部の設置について

各市町村1か所設置できること。
- (イ) 支部の設置について

政令指定都市については区ごとに1か所、本部のほかに支部を設置することができること。

ただし、合併した市町村において、合併前の旧市町村単位で支部を設置する場合については、事業の規模にかかわらず特例として支部を設置することができるものとする。

エ 実施方法

- (ア) アドバイザーの配置について

ファミリー・サポート・センターには、アドバイザー（相互援助活動の調整等の事務を行う者をいう。以下同じ。）を配置すること。

また、ファミリー・サポート・センターの事業規模に応じて、会員の中からサブ・リーダーを配置することも差し支えないこと。
- (イ) 会則の制定

市町村は、あらかじめ相互援助事業の実施に必要な事項を規定したファミリー・サポート・センターの会則を制定すること。
- (ウ) 会員の登録

会員の登録に関しては、1年ごとに更新・整理することが望ましいこと。
- (エ) 会員間で行う相互援助活動

会員間で行う相互援助活動は、子どもの預かり等の援助を行いたい者と援助を受けたい者との請負又は準委任契約に基づくものであること。
- (オ) 保険の加入

会員が行う相互援助活動中の子どもの事故に備え、補償保険に加入するものとする。

(カ) 子どもの預かりの場所

子どもを預かる場所は、原則として援助を提供する会員の自宅とすること。
ただし、子どもの預かり等の援助を行いたい者と援助を受けたい者との間で合意がある場合は、この限りでないこと。

(キ) 複数預かりの実施

相互援助活動の実施に当たっては、子どもの預かり等の援助を行いたい者は1人又は複数の援助を受けたい者の子どもを預かることができること。

なお、小学校就学前の始期に達するまでの子どもを複数預かる場合には、原則として5人以下とし、6人以上を預かる場合には児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2に定める届け出を行わなければならない。

(ク) 援助活動に対する報酬

援助活動に対する報酬は、原則としてその会員間で決定するものであるが、報酬の目安として制度の趣旨、地域の実情等を反映した適正と認められる額を会則等で定めることができるものとする。

(ケ) 複数市町村での合同実施

市町村単独では、事業実施要件（アの(ア)から(ウ)及びこれらの事業内容を実施するために必要なエの(ア)から(オ)、会員数100人相当以上）が満たせない場合には、近隣の市町村と事業の全部を合同により実施し、事業実施要件を満たした上で事業を実施しても差し支えないこと。その際、本事業の実施に係る申請については、代表する1市町村が申請を行うこと。

なお、事業実施要件のうち、アの(ウ)を合同により実施した方が効率的な場合については、近隣の市町村とアの(ウ)を合同により実施し、事業実施要件を満たした上で事業を実施しても差し支えないこと。その際、本事業の実施に係る申請については、それぞれの市町村において申請を行うこと。

② 病児・緊急対応強化事業

ア 事業内容

病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かり、宿泊を伴う預かり等（以下「病児・病後児の預かり等」という。）に関して行う以下の事業。ただし、以下の(ア)～(エ)のすべての事業を実施するファミリー・サポート・センターを評価の対象とする。（会員数は問わない。）

なお、「病児」、「病後児」の対象については、以下のとおりとする。

「病児」とは、当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから、集団保育が困難であり、かつ、保護者が勤務等の都合により保育を行うことが困難な児童をいう。

「病後児」とは、病気の回復期であり、かつ、集団保育が困難であり、かつ、保護者が勤務等の都合により保育を行うことが困難な児童をいう。

(ア) 会員の募集、登録その他の会員組織業務

(イ) 相互援助活動の調整等

(ウ) 会員に対して病児・病後児の預かり等の相互援助に必要な知識を付与する講習会の開催

(エ) 医療機関との連携体制の整備

イ 相互援助活動の内容

(ア) 病児・病後児の預かり

- (イ) 宿泊を伴う子どもの預かり
- (ウ) 早朝・夜間等の緊急時の子どもの預かり
- (エ) 上記に伴う保育施設、自宅、病児・病後児保育施設等の間の送迎等の活動とする。(ただし、上記のうち(ア)については必ず実施すること。)

ウ 実施方法

①のエ(ア)~(ク)に加えて、以下の方法によること。

(ア) 会員への講習の実施

病児・病後児の預かり等に対応できるよう、別に示す項目、時間を概ね満たした講習を実施し、これを修了した会員が活動を行うこと。

また、フォローアップ研修等の実施により、活動の質の維持、向上に努めること。

(イ) 医療機関との連携体制の整備

a 市町村長は、都道府県医師会、郡市医師会等に対し、本事業への協力要請を行い、医療機関との連携体制を十分に整備すること。

b 事業の運営に関し、保健医療面での助言が随時受けられるよう、医療アドバイザーとなる医師をあらかじめ選定すること。

c 症状の急変等、緊急時に子どもを受け入れてもらう協力医療機関をあらかじめ選定すること。

(ウ) 依頼の受付体制について

病児・病後児の預かり等に円滑に対応するため、ファミリー・サポート・センターの開所時間の延長、携帯電話による受付、転送電話による受付などにより、1日8時間を超えて依頼の受け付けを行い、相互援助活動の調整ができる体制をとること。

(エ) 病児・病後児の預かりについての留意事項

a 預かる前又は預かった後直ちに、かかりつけ医に受診させ、保護者と協議のうえ、預かりの可否を判断すること。

b ①のエ(キ)にかかわらず、病児・病後児の預かりは1人までとすること。

c アドバイザー等は、病児・病後児の預かりを行う会員、援助を受ける会員、時間、場所、内容を把握し、相互援助活動中に常に連絡のとれる体制をとること。

(オ) 近隣市町村住民の利用について

地域の利用者の利便性を考慮し、在勤等の条件を付さずに事業実施市町村以外の住民が会員登録・利用できるように会則等を定め、周知するよう努めること。

エ 実施体制

(ア) 事業の実施については、①のアに掲げるファミリー・サポート・センターを設立して行うこととする。

なお、基本事業とは別の会員組織として実施することも差し支えない。

(イ) 初年度体制整備について

平成23年度末までに事業を開始する場合は、開始初年度に限り、別途評価の対象とする。

(ウ) 複数市町村での合同実施

市町村単独では、事業実施要件(アの(ア)から(エ)及びこれらの事業内容

を実施するために必要なウの(ア)から(エ))が満たせない場合には、近隣の市町村と事業の全部を合同により実施し、事業実施要件を満たした上で事業を実施しても差し支えないこと。その際、本事業の実施に係る申請については、代表する1市町村が申請を行うこと。

なお、事業実施要件のうち、アの(ウ)、(エ)の両方、あるいは一方を合同により実施した方が効率的な場合については、近隣の市町村と事業の一部(アの(ウ)、(エ)及びこれらの事業内容を実施するために必要なウの(ア)、(イ))を合同により実施し、事業実施要件を満たした上で事業を実施しても差し支えないこと。その際、本事業の実施に係る申請については、それぞれの市町村において申請を行うこと。

③ ひとり親家庭等のファミリー・サポート・センター(病児・病後児の預かり等を含む。以下同じ。)の利用支援

ア 事業内容

ひとり親家庭等に対して利用支援を実施することにより、ファミリー・サポート・センターの利用促進を図る事業。(ただし、①のアの(ア)~(ウ)に加えて以下のいずれかの事業を実施することとし、会員数は問わない。)

イ 利用支援の内容

- (ア) ひとり親家庭等がファミリー・サポート・センターを利用する場合、援助を行いたい会員を優先して調整
- (イ) ひとり親家庭等がファミリー・サポート・センターを利用する場合、援助を行いたい会員の活動時間の制限をなくし、早朝、夜間、宿泊、休日の受入れなどに柔軟に対応
- (ウ) ファミリー・サポート・センターを利用する、ひとり親家庭等の受入れに対する援助を行いたい会員への助成

(4) 子育て短期支援事業

① 事業の種類及び内容

保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合及び経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設その他の保護を適切に行うことのできる施設(以下「実施施設」という。)において一定期間、養育・保護を行うことにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする事業。

ア 短期入所生活援助(ショートステイ)事業

(ア) 事業内容

市町村は、保護者が疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合や経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に実施施設において養育・保護を行うものとする。

(イ) 対象者

この事業において対象となる者は、次に掲げる事由に該当する家庭の児童又は母子等とする。

a 児童の保護者の疾病

b 育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安など身体上又は精神上の事

由

- c 出産、看護、事故、災害、失踪など家庭養育上の事由
- d 冠婚葬祭、転勤、出張や学校等の公的行事への参加など社会的な事由
- e 経済的問題等により緊急一時的に母子保護を必要とする場合

(ウ) 利用期間

養育・保護の期間は7日以内とする。ただし、市町村が必要があると認められた場合には、必要最小限の範囲内でその期間を延長することができる。

イ 夜間養護等（トワイライトステイ）事業

(ア) 事業内容

市町村は、保護者が、仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合その他の緊急の場合において、その児童を実施施設において保護し、生活指導、食事の提供等を行うものとする。

(イ) 対象者

この事業において対象となる者は、保護者の仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となる家庭の児童とする。

② 実施場所

この事業は、児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所等住民に身近であって、適切に保護することができる施設で実施するものとする。

③ 実施方法

ア 児童等の近隣に実施施設がないこと等により必要な養育・保護を行うことが困難である場合には、実施施設は、あらかじめ登録している保育士、里親等（市町村が適当と認めた者。以下「里親等」という。）に委託することができるものとする。

イ 実施施設において、保育士、里親等に委託する場合には、委託された者の居宅において又は当該児童の居宅に派遣して養育・保護を行うものとする。

ウ 実施施設は、児童の養育に経験を有する保育士、里親等を複数登録しておくこと。

エ 夜間養護等（トワイライトステイ）事業の実施施設は、児童等の安全性の確保等のため、保育所や学校、居宅等への児童の送迎に努めること。

(5) 地域子育て支援拠点事業

① 基本事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業（児童福祉法第6条の2第6項に規定される事業）

次のア～エの取組を基本事業としてすべて実施すること。（ただし、③のオに定める小規模型指定施設を除く。）

ア 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進

イ 子育て等に関する相談、援助の実施

ウ 地域の子育て関連情報の提供

エ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施（月1回以上）

② ひろば型

ア 事業内容

常設のひろばを開設し、子育て家庭の親とその子ども（主として概ね3歳未満の児童及び保護者）（以下「子育て親子」という。）が気軽につどい、相互交流を図る場を提供する。

イ 実施場所

- (ア) 公共施設、空き店舗、公民館等、子育て親子が集う場として適した場所。
- (イ) 複数の場所で実施するものではなく、拠点となる場所を定めて実施すること。
- (ウ) 概ね10組の子育て親子が一度に利用しても差し支えない程度の広さを確保すること。

ウ 実施方法

- (ア) 原則として週3日以上、かつ1日5時間以上開設すること。
- (イ) 子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識と経験を有する専任の者を2名以上配置すること。（非常勤職員でも可。）
- (ウ) 授乳コーナー、流し台、ベビーベッド、遊具その他乳幼児を連れて利用しても差し支えないような設備を有すること。

エ 機能拡充による子育て支援活動の展開を図るための取組

①に定める基本事業に加えて、市町村からの委託等により、子育て支援活動の展開を図ることを目的として、次の(ア)～(エ)に掲げる取組のいずれかを実施するとともに、多様な子育て支援活動を通じて、関係機関や子育て支援活動を行っているグループ等とネットワーク化を図り、連携しながら、地域の子育て家庭に対し、よりきめ細かな支援を実施する場合について、別途評価の対象とする。

- (ア) ひろばの開設場所（近接施設を含む。）を活用した一時預かり事業（(6)に定める事業（保育所型を除く。））またはこれに準じた事業の実施
- (イ) ひろばの開設場所（近接施設を含む。）を活用した放課後児童健全育成事業またはこれに準じた事業の実施
- (ウ) ひろばを拠点とした乳児家庭全戸訪問事業（(1)に定める事業）または養育支援訪問事業（(2)に定める事業）の実施
- (エ) その他、ひろばを拠点とした市町村独自の子育て支援事業の実施

オ 地域の子育て力を高める取組

①に定める基本事業に加えて、地域の子育て力を高めることを目的として、次の(ア)～(エ)に掲げる取組を実施する場合について、別途評価の対象とする。

- (ア) 中・高校生や大学生等ボランティアの日常的な受入・養成を行う取組
- (イ) 地域の高齢者や異年齢児童等と世代間交流を継続的に実施する取組
- (ウ) 父親サークルの育成など父親の子育てに関するグループづくりを促進する継続的な取組
- (エ) 公民館、街区公園（児童遊園）、プレーパーク等の子育て親子が集まる場に職員が定期的に出向き、必要な支援や見守りを行う取組

カ 出張ひろば

地域の実情や利用者のニーズにより、ひろばを常設することが困難な地域にあっては、次の(ア)～(ウ)に掲げる実施方法により、公共施設等を活用した出張ひろばを実施することができるものとし、この場合について別途評価の対象とする。

- (ア) 開設日数は、週1～2日、かつ1日5時間以上とすること。

- (イ) ひろば型の職員が、必ず1名以上、出張ひろばの職員を兼務すること。
- (ウ) 実施場所は、地域の実情に応じて、開設後に変更することも差し支えないが、その場合には、子育て親子のニーズや利便性に十分配慮すること。

③ センター型

ア 事業内容

地域の子育て支援情報の収集、提供に努め、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として機能するとともに、子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域に出向いた支援活動を展開する。

イ 実施場所

保育所等の児童福祉施設、小児科医院等の医療施設のほか、効果的・継続的な事業実施が可能な場所。

ウ 実施方法

(ア) 原則として週5日以上、かつ1日5時間以上開設すること。

(イ) 開設時間は、子育て親子が利用しやすい時間帯とするよう配慮すること。

(ウ) 育児、保育に関する相談指導等について相当の知識・経験を有する者であって、地域の子育て事情に精通した専任の者を2名以上配置すること。(非常勤職員でも可。)

エ 地域支援活動

①に定める基本事業の実施に加えて、地域全体で子育て環境の向上を図るため、関係機関や子育て支援活動を行っている団体等と連携し、以下の取組をすべて実施すること。

(ア) 公民館、公園などの公共施設等に出向き、親子交流活動や子育てサークルへの援助等の地域支援活動を実施すること。

(イ) 地域支援活動の中で、より重点的な支援が必要であると判断される場合は、関係機関と連携・協力のうえ、当該家庭へ訪問するなどの支援を実施すること。

オ 経過措置(小規模型指定施設)

(ア) 内容

従来の地域子育て支援センター(小規模型指定施設)(以下「指定施設」という。)については、平成23年度において、評価の対象とする。

(イ) 実施方法

a 原則として週5日以上、かつ1日5時間以上開設すること。

b 開設時間は、子育て親子が利用しやすい時間帯とするよう配慮すること。

c 育児、保育に関する相談指導等について相当の知識・経験を有する専任の者を1名以上配置すること。(非常勤職員でも可。)

d 次の(a)~(c)の取組のうち2つ以上実施すること。

(a) 育児不安等についての相談指導

来所、電話及び家庭訪問など事前予約制の相談指導、指定施設内の交流スペースでの随時相談、公共的施設への出張相談など地域のニーズに応じた効果的な実施を工夫すること。

また、子育て親子の状況などに応じて適切な相談指導ができるよう実施計画を作成するとともに、定期又は随時の電話連絡などによりその家庭の状況などの把握に努め、児童虐待など指定施設単独での対応が困難な相談は、関係機関と連携を図り共通認識のもと適切な対応を図ること。

(b) 子育てサークルや子育てボランティアの育成・支援

子育てサークル及び子育てボランティアの育成のため、定期的に講習会などの企画、運営を行うこと。また、子育てサークル及び子育てボランティアの活動状況の把握に努め、効果的な活動ができるよう活動場所の提供、活動内容の支援に努めること。

(c) 地域の保育資源の情報提供、地域の保育資源との連携・協力体制の構築

ベビーシッターなど地域の保育資源の活動状況を把握し、子育て親子に対して様々な保育サービスに関する適切な情報の提供、紹介などを行うこと。また、地域の保育資源及び市町村と定期的に連絡を取り合うなど、連携・協力体制の確立に努めること。

(ウ) 保健相談

(イ)のd(a)の取組に加えて、実施可能な指定施設は、子育て親子の疾病の予防、健康の増進を図るため、看護師又は保健師等による保健相談を実施することとし、この場合において、週3回程度実施する場合については、別途評価の対象とする。

④ 児童館型

ア 事業内容

民営の児童館、児童センターにおいて、学齢期の子どもが来館する前の時間等を利用して、子育て親子の交流活動など、つどいの場を提供する。

イ 実施場所

(ア) 児童館、児童センターにおける既設の遊戯室、相談室等であって、子育て親子が交流し、集う場として適した場所。

(イ) 概ね10組の子育て親子が一度に利用しても差し支えない程度の広さを確保すること。

ウ 実施方法

(ア) 原則として週3日以上、かつ1日3時間以上開設すること。(ただし、夏休み等の長期休暇期間については、一般児童の利用も考慮して弾力的な運営を行って差し支えない。)

(イ) 子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識と経験を有する専任の者(以下「担当者」という。)を1名以上配置すること。(非常勤職員でも可。)

(ウ) 児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)第38条に規定する児童の遊びを指導する者は、担当者をサポートして子育て親子に対する援助に協力すること。

(エ) 授乳コーナー、流し台、ベビーベッド、遊具その他乳幼児を連れて利用しても支障が生じないような設備を有すること。

エ 地域の子育て力を高める取組

①に定める基本事業に加えて、地域の子育て力を高めることを目的として、中・高校生や大学生等ボランティアの日常的な受入・養成を行う取組を実施する場合について、別途評価の対象とする。

⑤ 費用

事業を実施するために必要な経費の一部を保護者から徴収できるものとする。

⑥ 留意事項

ア 事業に従事する者（学生等ボランティアを含む。）は、子育て親子への対応に十分配慮するとともに、その業務を行うに当たって知り得た個人情報について、業務遂行以外に用いてはならないこと。

イ 実施主体（委託先を含む。）は、事業に従事する者の各種研修会、セミナー等への積極的な参加に努め、事業に従事する者の資質、技能等の向上を図ること。

ウ 近隣地域の地域子育て支援拠点は、互いに連携・協力し、情報の交換・共有を行うよう努めるとともに、保育所、福祉事務所、児童相談所、保健所、児童委員（主任児童委員）、医療機関等と連携を密にし、効果的かつ積極的に実施するよう努めること。

(6) 一時預かり事業

① 事業の種類及び内容

家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児について、保育所その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

ア 保育所型（児童福祉法第6条の2第7項に規定される事業）

(ア) 実施場所

保育所で実施するものとする。

(イ) 実施方法

児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）（以下「規則」という。）第36条の35各号に定める設備及び人員に関する基準等を遵守すること。

イ 地域密着型（児童福祉法第6条の2第7項に規定される事業）

(ア) 実施場所

地域子育て支援拠点や駅周辺等利便性の高い場所などで実施するものとする。

(イ) 実施方法

規則第36条の35各号に定める設備及び人員に関する基準等を遵守すること。

ウ 地域密着Ⅱ型（児童福祉法第6条の2第7項の規定に準じた事業）

(ア) 実施場所

地域子育て支援拠点や駅周辺等利便性の高い場所などで実施するものとする。

(イ) 実施方法

a 規則第36条の35第1号、第4号の規定に準じ、適切な保育環境を整備するよう努めること。

b 規則第36条の35第2号の規定に準じ、乳幼児の年齢及び人数に応じて当該乳幼児の処遇を行う者（以下「担当者」という。）を配置すること。
担当者の数は2名を下ることはできないこと。

担当者のうち、保育について経験豊富な保育士を1名以上配置すること。

c 規則第36条の35第3号の規定に準じ、保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）に定める保育内容を参考とすること。

(ウ) 研修

保育士資格を有していない担当者の配置は、2の(3)に定める次世代育成支援人材養成事業など、市町村が実施する研修を受講・修了することを要件とする。

② 保護者負担

本事業の実施に必要な経費の一部を保護者負担とすることができること。

2 交付要綱の3の(2)のイのその他事業のうち、次に掲げる要件を備える取組内容であるものについて評価し、別表(評価に対する基準点数表)の評価2に定める基準点数を交付金算定の基礎とする。

(1) へき地保育

① 趣旨

交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、開拓地、離島等のへき地における保育を要する児童に対し、必要な保護を行ない、もってこれらの児童の福祉の増進を図ることを目的とすること。

② 実施要件

ア へき地保育所の定義

児童福祉法第39条に規定する保育所を設置することが著しく困難であると認められる地域に設置される児童を保育するための施設であって、市町村長が②のウ及びエの基準に適合すると認め指定したものをいう。

イ 入所決定

へき地保育所への入所の決定は、市町村長がその地域内における保育を要する児童又は、特に必要があるときはその他の児童につき、行なうものとする。

ウ 設置基準

(ア) 設置主体

へき地保育所の設置主体は、市町村とする。

(イ) 設置場所

へき地保育所を設置する場所は、次のいずれかでなければならない。

a へき地教育振興法(昭和29年法律第143号)第5条の2の規定によるへき地手当(以下「へき地手当」という。)の支給の指定を受けているへき地学校の通学区域内であること。

b 一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第13条の2第1項又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第2項の規定による特地勤務手当(以下「特地勤務手当」という。)の支給の指定を受けている国又は地方公共団体の公官署の4キロメートル以内にあること。

c へき地手当又は特地勤務手当の支給の指定を受けることとなる地域内にあること。

d aからcまでのいずれかに準ずるものとして市町村長が認める地域内にあること。

エ 設備及び運営の基準

へき地保育所の設備及び運営については、次に掲げる基準によるもののほか、児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)の精神を尊重して行なうものとする。

- (ア) 1日当たり平均入所児童数が10人以上いること。
ただし、10人を下回っても、2年間は経過的に対象となること。
なお、1日当たりの平均入所児童数とは、年間延べ利用児童数を年間開所日数で除して得た数とすること。
- (イ) 公民館、学校、集会所、共同作業所、婦人ホーム、寺院等の既設建物の一部を用いてへき地保育所を設置する場合には、その設備をそのへき地保育所のために常時使用することができるものでなければならないこと。
- (ウ) 保育室、便所及び屋外遊戯場（その附近にあるこれにかわるべき場を含む。）その他必要な設備を設け、それらの規模は適正な保育ができるように定めること。
- (エ) 必要な医療器具、医薬品、ほう帯材料等を備えるほか、必要に応じて楽器、黒板、机、椅子、積木、絵本、砂場、すべり台、ぶらんこ等を備えること。
- (オ) 保育士を2人以上置くこと。
ただし、所定の資格を有する者がいない等やむを得ない事情があるときは、うち1人に限り児童の保育に熱意を有し、かつ、心身ともに健全な者をもってこれに代えることができること。
- (カ) 保育時間、保育の内容、保護者との連絡方法等については入所児童が健やかに育成されるようその地方の実情に応じて定めること。

(2) 家庭支援推進保育

① 趣旨

日常生活における基本的な習慣や態度のかん養等について、家庭環境に対する配慮など保育を行う上で特に配慮が必要とされる児童が多数入所している保育所に対し、保育士の加配を行うことにより入所児童の処遇の向上を図ることを目的とする。

② 実施要件

本事業の対象となる保育所は、次のア～エの要件を満たすものであること。

ア 対象児童

日常生活における基本的な習慣や態度のかん養等について、家庭環境に対する配慮など保育を行う上で特に配慮が必要とされる保育所入所児童

イ 受け入れ状況

②のアに該当する児童が入所児童の40%以上であること。

なお、②のアに該当する児童であるかについては、市町村が児童の状況や家庭環境について保育所長等の意見を参考としながら、総合的な観点から判断すること。

ウ 保育士の配置

対象保育所に対し、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第33条第2項及びその他の補助金等の配置基準に規定する職員ほか本事業の実施のために必要な保育士を配置すること。

エ ②のウにより配置された保育士は、②のアに該当する児童に対する指導計画を作成し、計画的に保育に当たるとともに、定期的に家庭訪問をするなど家庭に対する指導を行うこと。

(3) 次世代育成支援人材養成事業

① 趣旨

核家族化等により子育てに不安を持つ世帯の増加や地域・家族における子育て力の低下が認められることから、子育て支援サービスの充実を図っていく必要がある中、地域力を活用した子育て支援の充実は重要であり、それを支える質の確保された人材の養成研修を行う。

② 事業内容等

次のア及びイのいずれか又は両方を実施した場合に評価の対象とする。

ア 地域の様々な次世代育成支援の取組を把握し、親の子育てを支援するコーディネーター的役割を果たす者の養成

(ア) 子育て中の親のニーズの多様化と支援の意義

(イ) 子育て支援に関わる各施設との連携のあり方

(ウ) リスクマネジメント（虐待対応（つなぎ）など）

などを中心として、コーディネーターとして必要な理解や知識などを得るための研修を行う。

イ 地域で行われる子育て支援事業に参画する者の養成

(ア) 地域における子育て支援の必要性への理解

(イ) 保育の理解と援助

などを中心として、子育て支援に関する基本的な理解や知識などを得るための研修を行う。

(子育て支援事業の例)

地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業など

(4) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

① 趣旨

市町村において、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）（以下「地域ネットワーク」という。）の要保護児童対策調整機関（以下「調整機関」という。）の職員や地域ネットワークを構成する関係機関等（以下「地域ネットワーク構成員」という。）の専門性強化及び地域ネットワーク構成員の連携強化を図るとともに、地域ネットワークと訪問事業が連携を図り、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資することを目的とする。

② 実施要件

調整機関に、職員（非常勤職員等を含む。）を配置すること。

なお、配置する職員は、調整機関が行う業務に影響のない範囲内において兼務職員であっても差し支えないが、母子、保育、障害児等を含む児童福祉分野の業務に従事する者とする。

③ 基本事業

次のア及びイのいずれか又は両方を実施した場合に、それぞれ評価の対象とする。

ア 調整機関職員の専門性強化

②の職員の専門性向上のため、次の取組を行う。

(ア) 配置職員が児童福祉司の任用資格を満たしていない場合

次の「児童福祉司任用資格取得のための研修（講習会）」を受講させる。

a 児童福祉法第13条第2項第1号の厚生労働大臣が指定する講習会（社

会福祉法人全国社会福祉協議会中央福祉学院が実施する「児童福祉司資格認定通信課程」)

b 児童福祉法施行規則第6条第6号から第10号及び同条第13号に規定する厚生労働大臣が定める講習会（都道府県が実施する「児童福祉司任用資格取得のための研修（講習会）」)

(イ) 配置職員が児童福祉司の任用資格を満たしている場合

更に児童虐待への専門性を向上させるため、次の研修を受講させる。

a 子どもの虹情報研修センター(日本虐待・思春期問題情報研修センター)が実施する研修

b 都道府県や研修機関等が実施する児童虐待対応研修

イ 地域ネットワーク構成員の連携強化

地域ネットワーク構成員の連携強化を図るため、次の(ア)及び(イ)のいずれか又は両方の取組を行う。

(ア) インターネット会議システムの導入等により、地域ネットワーク構成員による緊急受理会議や個別ケース検討会議等を適時、適切に行い、その時々の子ども等の状況に応じた支援内容等について、迅速かつ適切に協議、判断するための取組。

(イ) ケース記録や進行管理台帳の電子化等により、要保護児童等について、地域ネットワーク構成員における情報共有、事実確認、情報収集等を迅速かつ適切に行うための取組。

④ 付加的事業

③のア又はイの基本事業を実施することを要件に、次のア～ウについて事業を実施する場合、それぞれ評価の対象とする。

ア 地域ネットワーク構成員の専門性向上を図る取組

地域ネットワーク構成員の専門性向上のため、学識経験者等の専門家を招へいし、児童虐待対応についての共有認識と運営手法についての研修会・講習会などを開催する取組や、個別ケースについての具体的な支援方法及び進行管理等についての助言・指導を受ける取組。

イ 地域ネットワークと訪問事業との連携を図る取組

地域ネットワークの調整機関が養育支援訪問事業の中核機関となり、必要に応じて行う地域ネットワークによる支援内容の協議の結果に基づき、養育支援訪問事業の実施のための進行管理やその他の支援に係る連絡調整を行う取組や、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）又は母子保健法に基づく訪問事業等により把握された支援対象者の中で、特に地域ネットワークによるケース対応が必要な家庭に対して、地域ネットワークは訪問者と協力して支援を行う取組。

ウ 地域住民への周知を図る取組

地域ネットワーク活動や訪問事業活動についての地域住民への周知を図るため、地域の子育て支援関係者や関係機関等を対象として、講演会やシンポジウムの開催を行い、地域ネットワーク活動や訪問事業活動についての情報発信を行う取組やマニュアル、援助事例集、又は社会資源名簿（社会資源集）を作成・配布し、周知を図る取組。

(5) 子育て支援ネットワーク事業

① 趣旨

子育て世代に幅広く普及している携帯サイトなどを活用し、子育て支援に関する地域住民参加型の情報ネットワークを構築・運用することで、子育てについての情報不足、相談相手の不在などによる子育てのしずらさの改善を図る。

② 事業内容

次のア～ウのいずれかを実施した場合に評価の対象とする。

ア 情報配信領域の構築・運用

希望する保護者に対して、子育て支援に関する情報をメール配信等することにより、情報不足の改善を図る取組。

イ 情報共有領域の構築・運用

子育てに関する悩み相談や保護者同士の情報交換を電子掲示板等により実施することで、相談相手不在の解消や交流の促進を図る取組。

ウ 個人情報領域の構築・運用

子どもの成育歴や既往症等の基本情報について、保護者が個人情報領域に記録・保存しておくことで、子育て支援サービス等の円滑な利用に活用する取組。
(ただし、情報の公開は保護者の同意に基づく場合に限る。)

(6) 子どもの事故予防強化事業

① 趣旨

子ども（特に乳幼児）の事故（お風呂場で溺死する事故、階段等からの転落事故等）の大部分については予防可能なことから、保護者等に対する意識啓発を行うことで子どもの事故の予防強化を図る。

② 事業内容

次のア又は両方（ア及びイ）を実施した場合に評価の対象とする。

ア 基本分（事業実施担当者の配置等）

子どもの事故予防のためのパンフレット等を両親学級や、1歳6か月児・3歳児健診等の集団健診等の場において、事業実施担当者（市町村が適切と認めた者）が配布し、かつ説明する等、保護者等に対する意識の啓発をきめ細かく行う。

（事業実施担当者の例）

母子保健推進員、愛育班員等

イ 加算分（事故予防検討会の開催）

意識啓発のための方策やパンフレット内容等を検討するために事故予防検討会を開催する。

評価に対する基準点数表

【特定事業】

		基準点数
評価 1		
○乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)		
支援が必要な家庭に対して、次の①及び②の対応をいずれも実施している市町村	乳児家庭全戸訪問事業による家庭訪問数	$\left(\begin{array}{l} \text{全戸訪問事業} \\ \text{の対象となる} \\ \text{全家庭数} \\ \times 20\% \end{array} \right)$
(1) ①ケース対応会議の開催 ②養育支援訪問事業のうち、以下に掲げる援助をいずれも実施 ○育児・家事援助 ○専門的相談支援		
(2) (1)以外の市町村	乳児家庭全戸訪問事業による家庭訪問数	$\left(\begin{array}{l} \text{全戸訪問事業} \\ \text{の対象となる} \\ \text{全家庭数} \\ \times 20\% \end{array} \right)$
		0.03 ポイント
○養育支援訪問事業		
① 育児・家事援助	0.03ポイント	} 1訪問あたり
② 専門的相談支援	0.04ポイント	
③ 分娩に関わった産科医療機関の助産師等による訪問支援	0.05ポイント	
○ファミリー・サポート・センター事業		
① 基本事業(会員数)		
・100人相当～299人	10.0ポイント	} 1市町村あたり
・300人～599人	14.0ポイント	
・600人～999人	20.0ポイント	
・1,000人～1,499人	40.0ポイント	
・1,500人～1,999人	60.0ポイント	
・2,000人～2,999人	80.0ポイント	
・3,000人以上	100.0ポイント	
支部の設置箇所数		
・10か所以上	50.0ポイント	} 1支部あたり
・10か所未満	5.0ポイント	
複数預かりの実施(兄弟姉妹を除く。)		
	5.0ポイント	(加算)
② 病児・緊急対応強化事業(病児・病後児預かりの利用件数)		
・～59件	9.0ポイント	} 1市町村あたり
・60件～119件	12.0ポイント	
・120件～199件	19.0ポイント	
・200件～299件	28.0ポイント	
・300件～399件	38.0ポイント	
・400件～599件	52.0ポイント	
・600件以上	72.0ポイント	
・近隣市町村会員受入	5.0ポイント	}
・初年度体制整備	20.0ポイント	
③ ひとり親家庭等のファミリー・サポート・センター(病児・病後児の預かり等を含む)の利用支援		
・利用支援 有	2.0ポイント	1市町村あたり
○子育て短期支援事業		
① ショートステイ事業の実施		
・2歳未満児、慢性疾患児	4.30ポイント	} 100人日あたり
・2歳以上児	2.35ポイント	
・緊急一時保護	0.60ポイント	
② トワイライトステイ事業の実施		
・基本分	0.45ポイント	} 1か所あたり
・宿泊分	0.45ポイント	
・休日デイサービス	1.00ポイント	
・児童の送迎の実施	0.30ポイント	

【特定事業(続き)】

		基準点数
評価 1		
○地域子育て支援拠点事業		
① ひろば型		
基本分		
・3～4日開所	17.8ポイント	} 1か所あたり
・3～4日開所(機能拡充あり)	23.9ポイント	
・5日開所	21.8ポイント	
・5日開所(機能拡充あり)	36.5ポイント	
・6～7日開所	25.8ポイント	
・6～7日開所(機能拡充あり)	39.0ポイント	
加算分		
・出張ひろばの実施	6.7ポイント	} 1か所あたり
・地域の子育て力を高める取組(1事業実施)	2.2ポイント	
・地域の子育て力を高める取組(2事業実施)	3.0ポイント	
・地域の子育て力を高める取組(3事業実施)	3.7ポイント	
・地域の子育て力を高める取組(4事業実施)	4.5ポイント	
② センター型		
基本分		
・5日開所	37.0ポイント	} 1か所あたり
・6～7日開所	39.6ポイント	
経過措置(小規模型指定施設)		
・基本分	12.9ポイント	} 1か所あたり
・加算分(保健相談等)	6.8ポイント	
③ 児童館型		
基本分		
加算分(地域の子育て力を高める取組)	2.2ポイント	} 1か所あたり
○一時預かり事業		
① 保育所型、地域密着型(年間延べ利用児童数)		
・ 25人以上～ 300人未満	2.6ポイント	} 1か所あたり
・ 300人以上～ 900人未満	7.9ポイント	
・ 900人以上～1,500人未満	14.2ポイント	
・1,500人以上～2,100人未満	20.5ポイント	
・2,100人以上～2,700人未満	26.8ポイント	
・2,700人以上～3,300人未満	33.1ポイント	
・3,300人以上～3,900人未満	39.4ポイント	
・3,900人以上	45.7ポイント	
② 地域密着Ⅱ型(年間延べ利用児童数)		
・ 25人以上～ 300人未満	2.4ポイント	} 1か所あたり
・ 300人以上～ 900人未満	7.1ポイント	
・ 900人以上～1,500人未満	12.8ポイント	
・1,500人以上～2,100人未満	18.4ポイント	
・2,100人以上～2,700人未満	24.1ポイント	
・2,700人以上～3,300人未満	29.8ポイント	
・3,300人以上～3,900人未満	35.4ポイント	
・3,900人以上	41.1ポイント	

【その他の事業】

	基準点数	
評価 2		
○へき地保育所	20.0ポイント	1か所あたり
○家庭支援推進保育事業	19.0ポイント	1か所あたり
○次世代育成支援人材養成事業		
・コーディネーター養成研修	3ポイント	1市町村あたり
・スタッフ養成研修	3ポイント	1市町村あたり
	※両方実施の場合は6ポイント	
○子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業		
① 基本事業		
・児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)の受講	0.4ポイント	} 1人あたり
・更に児童虐待への専門性を向上させるための研修の受講	0.4ポイント	
・ネットワーク関係機関の連携強化を図るための取組	15.0ポイント	1市町村あたり
② 付加的事業		
・地域ネットワーク構成員の専門性向上を図る取組	3.3ポイント	} 1市町村あたり
・地域ネットワークと訪問事業との連携を図る取組	3.6ポイント	
・地域住民への周知を図る取組	3.2ポイント	
○子育て支援ネットワーク事業	13.5ポイント	1市町村あたり
○子どもの事故予防強化事業		
① 基本分(事業実施担当者の配置等)		
児童人口2,500人未満	3.0ポイント	} 1市町村あたり
児童人口2,500人以上～8,500人未満	5.0ポイント	
児童人口8,500人以上	8.0ポイント	
② 加算分(事故予防検討会の開催)	1.0ポイント	